iFreeETF S&P500ダブルインバース

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型 ※課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書) 2025年6月4日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「iFreeETF S&P500ダブルインバース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月3日に関東財務局長に提出しており、2025年6月4日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名 大和アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 佐野径

本 店 の 所 在 の 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

有価証券届出書の写し 株式会社東京証券取引所

を縦覧に供する場所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

iFreeETF S&P500 ダブルインバース

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

10 兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

10 口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ

https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および 地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することが できるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(6)【申込単位】

500 口以上1口単位

(7)【申込期間】

2025年6月4日から2025年12月3日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。) までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当 する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が 行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払 込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「S&P 500 先物2倍インバース日次指数」(※)(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的とします。

- ※「S&P 500 先物 2 倍インバース日次指数」は、日々の騰落率を S&P500 先物指数の騰落率の-2 倍 (マイナス 2 倍) として計算された指数です。1997 年 9 月 9 日を基準日とし、その日の指数値を 1,000 ポイントとして算出され、2017 年 7 月 24 日より公表されています。
 - 一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信·追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株式債券	MMF	インデックス型
	海 外	不動産投信 その他資産	MRF	
追加型投信	内 外	() 資産複合	ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル			
大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
債券	年4回	北米	ファミリー	あり	<u> </u>
一般 公債		欧州	ファンド	(フルヘッジ)	
社債 その他債券	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
クレジット属性 ()	年12回	オセアニア中南米			
不動産投信 その他資産	(毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・	なし	その他 /S&P 500 先物\
(株価指数先物) 資産複合	日々	中近東	ファンズ	<i>*</i> 0	2倍インバース 日次指数
() 資産配分固定型	その他	(中東)			,,
資産配分変更型	()	エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

T 1) 111 11	プ類の 足 我	
—	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ
		従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)
地域		において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	F)	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券
		を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨
		の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)および
		その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉と
		する旨の記載があるもの
独立区分		「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	ネージメント・フ	
	アンド)	
	MRF (マネー・リ	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ザーブ・ファンド)	
		投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480
		号) 第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に
14 - 1 - 1)	規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載がある。
	A土、74 开II	の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要しませれる特殊な仕組みなることである。
		要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

ŧ	 投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
ì	資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
				るもの
			中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
				あるもの
		債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの

	公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
		(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)
		に主として投資する旨の記載があるもの
	社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
		る旨の記載があるもの
	その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
		資する旨の記載があるもの
	格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
	ジットによ	るもの
	る属性	
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信 (リート) に投資する 旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
		ト)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
		るもの
	資産複合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分固定型	いては固定的とする旨の記載があるもの
	- 1	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分変更型	いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
VI. 646 J.ZL.	-	定的とする旨の記載がないもの
決算頻度		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年 12 回(毎月)	目論見書等において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載がある もの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域		源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を
	H. M.	源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資
	□	産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資金が原見したストの記載がなるよの
	 アジア	産を源泉とする旨の記載があるもの 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア
		戸冊兄音等において、組入員座による投員収益が日本を除くた。ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載がある

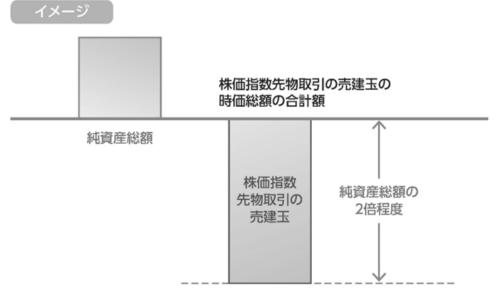
		<i>もの</i>
投資形態	ファミリーファン	目論見書等において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズに
	F	のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するも
		\mathcal{O}
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・
	ファンズ	オブ・ファンズ
為替ヘッ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ
		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	ТОРІХ	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす
		旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ
		ざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
		的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨
		の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価
		額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値によ
		り定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるも
		0)
	ロング・ショート型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求
	/絶対収益追求型	をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を
		めざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ
		にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも
		O

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ (アドレス http://www.toushin.or.jp/) をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

- 1 米国の株価指数先物取引を売建てるとともに、残存期間の 短いわが国の債券および米国の債券に投資します。
- 株価指数先物取引*の売建玉の時価総額の合計額が、原則と して、信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を 行ないます。



※上記はあくまでもイメージであり、実際の株価指数先物の組入れは必ずしも 上記のようになるとは限りません。

*主として、S&P500指数を対象とした先物取引を利用する予定です。売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の株価指数先物取引を利用することがあります。

- ※追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。
- ●為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
 - ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 - ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、 金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することも あります。
- ※外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドに 運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

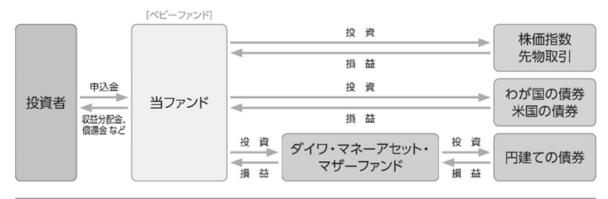
〈ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ) リミテッドについて 〉

ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッド (所在地:米国 ニューヨーク州) は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド) とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう 仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、わが国の債券および米国の債券への 直接投資ならびに米国の株価指数先物取引の売建てを行ないます。



当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、 償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が 行なわれないことがあります。

3 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- ●取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

4 追加設定は、現金により行ないます。

●追加設定は500口以上1口単位となります。

5 解約請求により換金を行なうことができます。

- ●受益権をもって株式と交換することはできません。
- ●換金は500口以上1口単位となります。

6 毎年3月10日および9月10日に決算を行ないます。

- (注) 第1計算期間は、2023年9月10日までとします。
- ●収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から 諸経費および運用管理費用(信託報酬)等を控除した額の全額について 分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- ●収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは 名称および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ●マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ●株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ●投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

S&P 500 先物2倍インバース日次指数(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global、Inc. またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

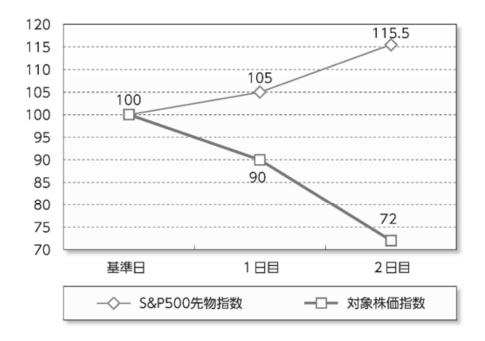
- 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額の2倍と同額とならないこと
- S&P500先物指数の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- 追加設定および解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ・公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること
- 運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- 株価指数先物の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響
- 株価指数先物の最低取引単位の影響

対象株価指数の値動きについて

● 「対象株価指数」は、変動率が「S&P500先物指数」の日々の変動率の-2倍となるように算出されているため、前日と比較するとその変動率は「S&P500先物指数」の-2倍となりますが、2日以上離れた日との比較においては、「S&P500先物指数」の変動率の「-2倍」になるわけではありません。

[例1] S&P500先物指数が1日目に5%上昇し、2日目に10%上昇した場合

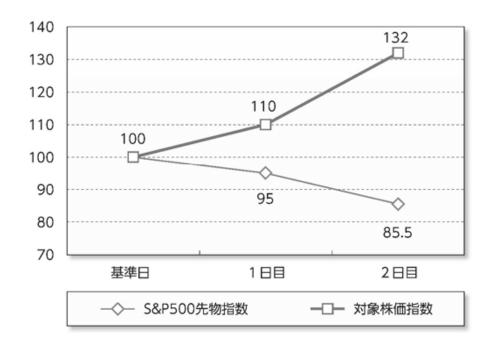
	基準日	188	(前日比)	2日目	(前日比)	2日目と 基準日の 比較
S&P500先物指数	100	105	5%	115.5	10%	15.50%
対象株価指数	100	90	-10%	72	-20%	-28.00%



- ◆「2日目」と「基準日」とを比較し、 対象株価指数の値動きは (72-100) ÷100 = -28%であり、 S&P500先物指数の値動き (115.5-100) ÷100 = 15.5% の-2倍とはなっていません。
- ※上記は、対象株価指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

[例2] S&P500先物指数が1日目に5%下落し、2日目に10%下落した場合

	基準日	1日目	(前日比)	2日目	(前日比)	2日目と 基準日の 比較
S&P500先物指数	100	95	-5%	85.5	-10%	-14.50%
対象株価指数	100	110	10%	132	20%	32.00%



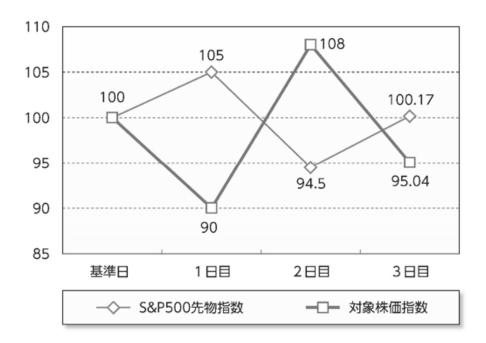
◆「2日目」と「基準日」とを比較し、

対象株価指数の値動きは $(132-100) \div 100 = 32\%$ であり、 S&P500先物指数の値動き $(85.5-100) \div 100 = -14.5\%$ の-2倍とはなっていません。

※上記は、対象株価指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

[例3] S&P500先物指数が1日目に5%上昇し、2日目に10%下落し、3日目に6%上昇した場合

	基準日	188	(前日比)	2日目	(前日比)	3日目	(前日比)	3日目と 基準日の 比較
S&P500先物指数	100	105	5%	94.5	-10%	100.17	6%	0.17%
対象株価指数	100	90	-10%	108	20%	95.04	-12%	-4.96%



◆「3日目」と「基準日」とを比較し、 対象株価指数の値動きは (95.04-100) ÷100 = -4.96%であり、

S&P500先物指数の値動き (100.17-100) ÷100 = 0.17% の-2倍とはなっていません。

※上記は、対象株価指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

2023年5月10日 信託契約締結、当初設定、運用開始 2023年5月12日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者 お申込者

一部解約金など↑↓お申込金(※5)

お取扱窓口

受益権の募集等に関する委託会社との契約(※1) に基づき、次の業務を行ないます。 販売会社

- ①受益権の募集の取扱い
- ②一部解約請求に関する事務
- ③一部解約金の支払いに関する事務 など

 $\uparrow \downarrow \times 1$

一部解約金など↑↓お申込金(※5)

委託会社

大和アセットマネ ジメント株式会社

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信 託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次 の業務を行ないます。

など

- ①受益権の募集・発行
- ②信託財産の運用指図
- ③信託財産の計算

↓ 運用指図↑↓※2

損益↑↓信託金(※5)

受託会社

みずほ信託銀行株 式会社

再信託受託会社: 株式会社日本カス トディ銀行

信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行な います。なお、信託事務の一部につき株式会社日 本カストディ銀行に委託することができます。ま た、外国における資産の保管は、その業務を行な うに充分な能力を有すると認められる外国の金融 機関が行なう場合があります。

- ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分
- ②信託財産の計算 など

損益↑↓投資

投資対象

米国の株価指数先物取引、わが国の債券および米国の債券 など (ファミリーファンド方式で運用します。なお、外貨建資産の運用にあ たっては、ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッド (投 資顧問会社)(注)に運用の指図にかかる権限の一部を委託します。)

- (注) ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッド (投資顧問会社) は、委託会社 との間の運用委託契約(※3)に基づき、委託会社から権限の一部委託を受けて、外貨建資 産の運用の指図を行ないます(※4)。
- ※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の 内容等が規定されています。
- ※2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信 託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託 会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- ※3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が 定められています。
- ※4:投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を 生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委

託の内容を変更することができます。

- ※5:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託 が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ 座に払込みます。
- ◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社の概況(2025年3月末日現在)>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

• 沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものと

みなされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

2024年10月 1日 株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2, 608, 525	80.00
		株	%
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	652, 132	20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

次の取引および有価証券を主要投資対象とします。

- イ. 米国の株価指数先物取引
- ロ. わが国の債券
- ハ. 米国の債券
- ニ. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、米国の株価指数先物取引を売建てるとともに、残存期間の短いわが国の債券 および米国の債券ならびにマザーファンドの受益証券に投資し、信託財産の1口当たりの 純資産額の変動率をS&P 500 先物2倍インバース日次指数の変動率に一致させることをめ ざします。
- ロ. 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額 の2倍程度になるように調整を行ないます。
- ハ. 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規 受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもし

くは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額 が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

- ニ. 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ホ. 外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。
- へ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想 されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用 が行なわれないことがあります。
- ※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(2)【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に 掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者としみず ほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有 価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる 権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方倩証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型 新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定める ものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第

- 2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前 19. の有価証券に表示される べき権利の性質を有するもの

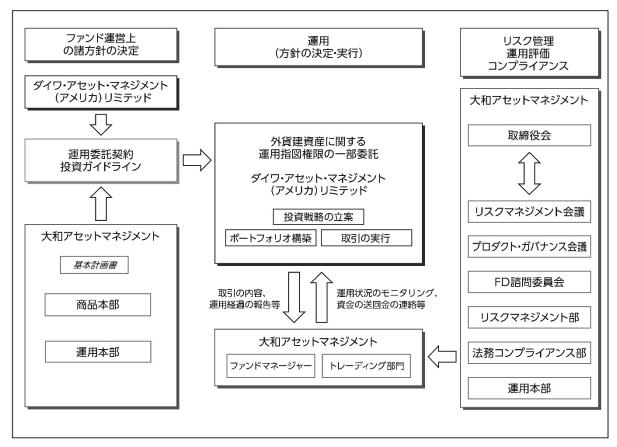
なお、前 1. の証券または証書ならびに前 12. および前 17. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券ならびに前 14. の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前 12. および前 17. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券 (新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- ※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。 なお、当ファンドでは、ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドに外貨建 資産の運用の指図にかかる権限の一部を委託します。このため、ダイワ・アセット・マネ ジメント(アメリカ)リミテッドと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガ イドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッドは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッドとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、別途定期的にコンプライアンスレポートの徴求等を行なっており、同社における 法令遵守や業務管理の状況についても確認を行なっています。

- ニ. リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議および FD 諮問委員会 次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等 の事務局となる部署の人員は 10~20 名程度です。
 - 1. リスクマネジメント会議 経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況に ついての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
 - 2. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

3. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

② 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内 規則によって、次のように定められています。

- イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名) 運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
 - 基本的な運用方針の決定
 - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度) CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ. 運用部長(各運用部に1名) ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ. 運用チームリーダー ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- へ. ファンドマネージャー ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

③ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2025年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

- ① 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および信託報酬等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。
- ② 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

- ① マザーファンドの受益証券(信託約款) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式(信託約款) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(信託約款)
 - イ.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 投資する株式等の範囲(信託約款)

- イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新 株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについて は、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 信用取引(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付ける ことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しま たは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 前イ. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、前ロ. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥ 先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション 取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行 なうことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション 取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行 なうことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超 えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- 二. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および 為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行 なうものとします。

二. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理 的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしま せん。

⑩ 有価証券の貸付け(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託 財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行なうものとします。
- ① 外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

② 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認め られる場合には、制約されることがあります。

③ 外国為替予約取引(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額 との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、 信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図 については、この限りではありません。
- ハ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(15) 資金の借入れ(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日

から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(運用指図権限の委託)

① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限の一部を次の者に委託します。

ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッド 米国 ニューヨーク州

② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約 に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の 指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<参考>マザーファンド(ダイワ・マネーアセット・マザーファンド)の概要

- (1) 投資方針
- ① 主要投資対象円建ての債券を主要投資対象とします。
- ② 投資熊度
 - イ. 円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
 - ロ. 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
 - ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想 されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用 が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、 次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に 掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の 財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞ れ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商 法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社 債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当

または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定める ものをいいます。)
- 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18. 外国の者に対する権利で前17.の有価証券の性質を有するもの
 - なお、前 1. の証券または証書ならびに前 8. および前 13. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券ならびに前 10. の証券のうち投資法人債券ならびに前 8. および前 13. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 9. の証券および前 10. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限
- ① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の

5%以下とします。

③ 外貨建資産 外貨建資産への投資は、行ないません。

④ 先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション 取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次 の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム 額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産 総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた

ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資するとともに、株価指数先物取引等を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売建てている場合において、先物価格が上昇すれば損失が発生し、下落すれば収益が発生します。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売建てている場合の米国の株式市場の上昇によって、米国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

② 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。当ファンドの対象株価指数は日々の騰落率を S&P500 先物指数の騰落率の-2 倍(マイナス 2 倍)として計算された指数であるため、株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。

(5) その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債 務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落 する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会 終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段と される等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値 の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ② 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1. または2. に該当する場合には、委託会社は、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受付けを取消すことができるものとします。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ③ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。
- ④ ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

「S&P 500 先物 2 倍インバース日次指数」に内在する性質に関する注意点

対象指標とする「S&P 500 先物 2 倍インバース日次指数」は基本的に原指標の「S&P500 先物指数」の変動率の「-2 倍」(マイナス 2 倍)の値動きになる指数です。

指標と原指標は完全な逆相関ではないため、複数日以上の計算期間では、複利効果のため指数値は一般的に「S&P500 先物指数」の変動率の「-2 倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「S&P500 先物指数」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性がありますが、一般に、「S&P500 先物指数」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指標は逓減する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指標の逓減が強まる特性を持ちます。

レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。

長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがある ため、そのことについてご理解いただける方に適しています。

当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

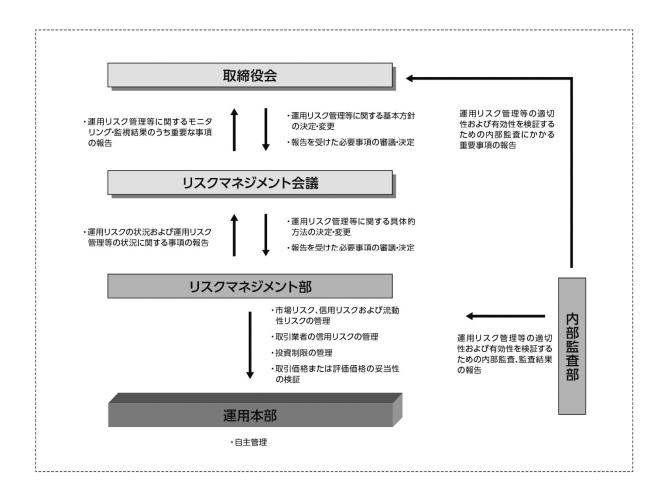
※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合 や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が 低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまう リスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、 監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ポンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。 「https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの連用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権力といるより、日本のではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および 地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することが できるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の 対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が一部解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、 当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者 から徴収することができるものとします。具体的な手数料の料率等については、販売会社 にお問合わせ下さい。

② 信託財産留保額 ありません。

換金手数料は、換金に伴う取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.803% (税抜 0.73%) 以内を乗じて得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託会社 年率 0.7% (税抜) 以内

受託会社 年率 0.03% (税抜) 以内

なお、提出日現在における信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.803% (税抜 0.73%) を乗じて得た額となっており、委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております。

委託会社 年率 0.7% (税抜)

受託会社 年率 0.03% (税抜)

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 投資顧問会社であるダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年0.166%以内の率を乗じて得た額とします。

報酬の支払いは、毎年5月31日および11月30日ならびに信託終了のときに行なうものとします。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作

成等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - *提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に対して年率 0.05%を乗じて得た額(ただし、年間 150 万円を下回る場合は 150 万円) となります。
 - *提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。
 - ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825% (税抜 0.0075%)
 - ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜 0.0075%)
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に かかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で 保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
 - (※) 売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動する ため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等 に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税
 - イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率で課税されます。

ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税 が課され、税率は 20.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%)となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037 年 12 月 31 日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315% および地方税 5%) となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択します。

ハ. 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」について

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であ り、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託など から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を 購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の 法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15% (所得税 15%)の税率で源泉徴収(※) されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037 年 12 月 31 日までは基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315% (所得税 15%および復興特別所得税 0.315%) となります。 益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- (※)外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※) 上記は、2025年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2025年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		463,667,801	41.01
	内 日本	463,667,801	41.01
コール・ロー	ン、その他の資産(負債控除後)	666,902,349	58.99
純資産総額		1,130,570,150	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数	先物取引(売建)	2,257,416,328	△199.67
	内 アメリカ	2,257,416,328	△199.67
為替予約〕	取引(売建)	298,129,691	△26.37
	内 日本	298,129,691	△26.37

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】 (2025年3月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド		親投資信 託受益証 券	464,364,348	0.9983 463,585,018		41 01

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	41.01%
合計	41.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	MICRO EMINI S&P 500 JUN 25	売建	537	2,288,590,036	2,257,416,328	△199.67%
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2025 年 4 月	売建	1,995,500	296,678,070	298,129,691	△26.37%

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注 2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
第 1 計算期間末 (2023 年 9 月 10 日)	1,135,562,894	1,135,562,894	28,607.9	28,607.9	28,530
第2計算期間末 (2024年3月10日)	399,805,955	399,805,955	21,700.3	21,700.3	21,680
2024年3月末日	417,465,660	_	20,952.9	_	21,045
4月末日	441,626,774	1	22,165.6		22,250
5月末日	348,282,761	1	21,205.7		21,295
6月末日	445,510,416	_	19,434.2	_	19,365
7月末日	622,720,228	_	19,816.7	_	19,595
8月末日	659,782,484	_	18,625.3	_	18,530
第3計算期間末 (2024年9月10日)	728,623,938	728,623,938	19,469.4	19,469.4	19,525
9月末日	726,242,978	_	17,746.1	_	17,755
10 月末日	691,249,733	_	17,314.1	_	17,490
11 月末日	633,405,303	_	16,272.9	_	16,205
12 月末日	973,161,242	_	16,515.5	_	16,555
2025年1月末日	1,080,512,563	_	16,025.6	_	15,940
2月末日	755,832,913	_	17,207.7	_	17,180
第 4 計算期間末 (2025 年 3 月 10 日)	957,708,684	957,708,684	17,760.3	17,760.3	17,920
3月末日	1,130,570,150	_	18,866.7	_	19,155

⁽注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0
第2計算期間	0.0
第3計算期間	0.0
第4計算期間	0.0

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△13.0
第2計算期間	△24.1
第3計算期間	△10.3
第4計算期間	△8.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	40,694	0
第2計算期間	14,430	36,700
第3計算期間	42,500	23,500
第4計算期間	100,000	83,500

⁽注) 当初設定数量は3,341口です。

(参考) マザーファンド ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

(1) 投資状況 (2025年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		319,870,294	58.73
	内 日本	319,870,294	58.73
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		224,816,369	41.27
純資産総額		544,686,663	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産(2025年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	1290 国庫短期証券	日本	国債証券	100,000,000	99.94 99,940,150	99.94 99,940,150		18.35
2	1282 国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.97 79,983,812	99.97 79,983,812		14.68
3	1284 国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.96 79,974,056	99.96 79,974,056		14.68
4	1289 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.95 59,972,276	99.95 59,972,276		11.01

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	58.73%
合計	58.73%

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●iFreeETF S&P500ダブルインバース

2025年3月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(備託報酬)は控除しています。

分配の推移(10口当たり、税引前)

	100	直近1年	間分配金	合計額:	0円	設定来	分配金合	計額:	0円	2 9	
決算期	第 1 期 23年9月	第 2 期 24年3月									
分配金	0円	0円	0円	0円			- Year (No. 200				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	比率
国内債券	4	24.1%	MICRO EMINI S&P 500 JUN 25	-199.7%
外国株式 先物	1	-199.7%	1290国庫短期証券	7.5%
			1282国庫短期証券	6.0%
			1284国庫短期証券	6.0%
			1289国庫短期証券	4.5%
コール・ローン、その他		75.9%		
合計	5	-	合計	-

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。また、先物の売建玉が組入上位10銘柄にある場合は、組入上位 10銘柄の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P 500 先物2倍インバース日次指数です。



- ・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
- ・2023年※は設定日(5月10日)から年末、2025年は3月31日までの機落率を表しています。
- ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ① 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 販売会社は、受益権の取得申込者に対し、500 口以上1 口単位をもって、取得の申込みに応じることができます。
- ③ 受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- ④ 委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業 日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日
 - 3. 前 1. および前 2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれ のあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑤ お買付価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、当初設定にかかる受益権の価額は、1口につき 2023 年 5 月 8 日の S&P 500 先物 2 倍インバース日次指数の終値(米ドル建)の1万倍に相当する数値の額とします。
- ⑥ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する 金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。
- ⑦ 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の 1. または 2. に該当する場合には、委託会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終 了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされ る等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引 数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ⑧ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。
- ⑨ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機

関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。委託会社は、追加信託により分割された 受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定め る事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への 通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記 録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、 追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替 機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

<一部解約>

- ① 委託会社の各営業日の委託会社が別に定める時限までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
- ② なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ③ 受益者は、自己に帰属する受益権について、500 口以上1 口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
- ④ 委託会社は、原則として次の1. から3.までに該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により受益権の一部解約請求を受付けることがあります。
 - 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日
 - 3. 前 1. および前 2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれ のあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑤ 受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託会社は、前③の一部解約請求を受付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金にかかる金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前⑤の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きが行なわれた後に、振替機関は、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑦ 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑧ 解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
- ⑨ 解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の 9:00~17:00) ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

- ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/
- ⑩ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する 金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。
- ① 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1. または2. に該当する場合には、委託会社は、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた

- 一部解約請求を取消すことができるものとします。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ② 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求を取消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。なお、業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前⑥に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<有価証券との交換の取扱い>

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対 する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

<受益権の買取り>

- ① 販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、 信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
- ② 前①の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。
- ④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前①による受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取りを取消すことができます。
- ⑤ 前④の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった 当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合 には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求 を受付けたものとして、前②の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額は、10 口当たりの価額で表示されます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・株価指数先物取引:原則として、取引所が発表する計算日に知りうる直近の日の清算 値段または最終相場で評価します。
- ・わが国および外国の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額
- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の 9:00~17:00) ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2023年5月10日から2023年9月10日までとします。

(5) 【その他】

- ① 信託の終了
 - 1. 委託会社は、受益権の口数が 1 千口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - 2. 委託会社は、信託期間中において、次のイ.からハ.までに該当することとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - イ. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ロ. 対象株価指数が廃止された場合
 - ハ. 対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と 認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、前イ.に該当することとなった場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託 を終了するための手続きを開始するものとします。

3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理 由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 4. 前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 6. 前 3. から前 5. までの規定は、前 2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. から前 5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2. 委託会社は、前 1. の事項(前 1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3. 前 2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決さ

れた場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の 書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1.から 6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前①の 3.または前②の 2.に規定する書面に付記します。

④ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

- 2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

<支払方法>

- 1. 受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。
- 3. 受益者は、原則として前 2. に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の 名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
- イ. 受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

- ロ.前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
- ハ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ. の受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- 5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2. に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
- 6. 前 2. に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前 3. に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- 7. 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。 以下同じ。) は、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日から、原則として、信託終了日 現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託会社 または前 3. の取引参加者から支払います。
- 8. 受託会社は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、 当該金額を委託会社に交付するものとします。
- 9. 受託会社は、前8.の規定により委託会社に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- 10. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期計算期間 (2024 年 9 月 11 日から 2025 年 3 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

秋山 節之

指定有限責任社員 業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

鈴木 崇雄

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF S&P500ダブルインバースの2024年9月11日から2025年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeETF S&P500ダブルインバースの2025年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公 認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

iFreeETF S&P500 ダブルインバース

(1)【貸借対照表】

(1)【貝旧列照衣】		学 2 世	举, 世
		第3期	第4期
		2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
What I have been seen as a second sec		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		274, 120, 002	263, 682, 752
親投資信託受益証券		288, 632, 368	471, 525, 132
派生商品評価勘定		9, 466, 605	70, 104, 994
未収入金		292, 354	376, 195
差入委託証拠金		193, 435, 169	156, 590, 465
流動資産合計		765, 946, 498	962, 279, 538
資産合計		765, 946, 498	962, 279, 538
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		34, 688, 449	596, 889
未払受託者報酬		78, 168	128, 469
未払委託者報酬		1, 825, 121	2, 998, 682
その他未払費用		730, 822	846, 814
流動負債合計		37, 322, 560	4, 570, 854
負債合計		37, 322, 560	4, 570, 854
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	1, 230, 800, 512	1, 773, 452, 512
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※ 2	$\triangle 502, 176, 574$	△815, 743, 828
(分配準備積立金)		△611, 882	△573, 922
元本等合計		728, 623, 938	957, 708, 684
純資産合計		728, 623, 938	957, 708, 684
負債純資産合計		765, 946, 498	962, 279, 538

(2) 【損益及び剰余金計算書】

自 2024 至 2024	第 3 期 4 年 3 月 11 日 4 年 9 月 10 日 額 (円) 94, 210 43, 366 △17, 526, 362	第4期自2024年9月11日至2025年3月10日金額(円)
至 2024 金 営業収益 受取利息	4年9月10日 額(円) 94,210 43,366	至 2025 年 3 月 10 日 金 額 (円) 394,103 286,264
金 営業収益 受取利息	額 (円) 94,210 43,366	金額(円) 394,103 286,264
営業収益 受取利息	94, 210 43, 366	394, 103 286, 264
受取利息	43, 366	286, 264
	43, 366	286, 264
右碼記类声買笑揖光		
有個血分光貝守頂鱼	$\triangle 17, 526, 362$	A 70 404 105
派生商品取引等損益		$\triangle 79, 494, 125$
為替差損益	△7, 014, 315	1, 652, 472
その他収益 ※1	2, 319, 976	3, 330, 751
営業収益合計	△22, 083, 125	△73, 830, 535
営業費用		
支払利息	575	-
受託者報酬	78, 168	128, 469
委託者報酬 ※2	1, 825, 121	2, 998, 682
その他費用 ※3	794, 028	907, 718
営業費用合計	2, 697, 892	4, 034, 869
営業利益又は営業損失 (△)	△24, 781, 017	△77, 865, 404
経常利益又は経常損失 (△)	△24, 781, 017	△77, 865, 404
当期純利益又は当期純損失 (△)	$\triangle 24,781,017$	△77, 865, 404
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	$\triangle 206, 122, 557$	△502, 176, 574
剰余金増加額又は欠損金減少額	265, 345, 300	1, 357, 879, 100
当期一部交換に伴う剰余金増加額	265, 345, 300	1, 357, 879, 100
又は欠損金減少額		
剰余金減少額又は欠損金増加額	536, 618, 300	1, 593, 580, 950
当期追加信託に伴う剰余金減少額	536, 618, 300	1, 593, 580, 950
又は欠損金増加額		
分配金 ※4	-	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	\triangle 502, 176, 574	△815, 743, 828

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第 4 期
	ΕZΛ	
	区分	自 2024 年 9 月 11 日
		至 2025 年 3 月 10 日
1.	有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。
2.	デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	(1) 先物取引
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
		(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.	その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準
		外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	(黄阳内, 灬跃(巴))		
	マハ マハ	第3期	第4期
	区分	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
1.	※1 期首元本額	605, 928, 512 円	1, 230, 800, 512 円
	期中追加設定元本額	1, 397, 740, 000 円	3, 288, 800, 000 円
	期中一部交換元本額	772, 868, 000 円	2,746,148,000円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	37, 424 □	53, 924 □

区分	第 3 期 2024 年 9 月 10 日現在	第 4 期 2025 年 3 月 10 日現在
	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は502,176,574円であります。	本総額を下回っており、その

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	(4) (122		· ·	
			第3期	第4期
		区分	自 2024 年 3 月 11 日	自 2024 年 9 月 11 日
			至 2024 年 9 月 10 日	至 2025 年 3 月 10 日
1.	※ 1	その他収益	デリバティブ取引に係る証拠金	デリバティブ取引に係る証拠金
			利息であります。	利息であります。
2.	※ 2	投資信託財産の運用の指図	393, 890 円	646, 561 円
		に係る権限の全部または一		
		部を委託するために要する		
		費用		
3.	※ 3	その他費用	主に、対象指数の商標の使用料	主に、対象指数の商標の使用料
			であります。	であります。
4.	※ 4	分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配	当計算期間中に計上した受取配
			当金、配当株式、受取利息及び	当金、配当株式、受取利息及び
			その他収益金から支払利息を控	その他収益金から支払利息を控
			除した当期配当等収益額	除した当期配当等収益額
			(2,461,502円)及び分配準備	(4,072,829円)及び分配準備
			積立金(△376,067円)の合計額	積立金(△611,882円)の合計額
			から、経費(2,697,317円)を控	から、経費(4,034,869円)を控
			除して計算される分配対象額は	除して計算される分配対象額は
			0円(10口当たり0円)であ	0円(10口当たり0円)であ
			り、分配を行っておりません。	り、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

		第4期		
区分		自 2024 年 9 月 11 日		
		至 2025 年 3 月 10 日		
1. 金融商品に対		当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。		

	区分	第 4 期 自 2024 年 9 月 11 日 至 2025 年 3 月 10 日
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク 管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理 を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	五 显圆的品等的画 (10以) 6 平文	
	区分	第 4 期 2025 年 3 月 10 日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	第3期	第4期	
種類	2024年9月10日現在	2025 年 3 月 10 日現在	
1里與	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	35, 709	126, 251	
合計	35, 709	126, 251	

(デリバティブ取引に関する注記) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

1. Product								
	第3期 ≤9月 10 日現在	第 4 期 2025 年 3 月 10 日現在						
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等	•	時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
売建	1,443,414,468	_	1,470,703,826	△27,289,358	1,972,600,977	-	1,906,837,810	65,763,167
合計	1,443,414,468	-	1,470,703,826	△27,289,358	1,972,600,977	-	1,906,837,810	65,763,167

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は 最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期 間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は 計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

	第 3 期 2024 年 9 月 10 日現在			第 4 期 2025 年 3 月 10 日現在				
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等	•	時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
売建	167,561,479	_	165,493,965	2,067,514	225,389,617	-	221,644,679	3,744,938
アメリカ・ド ル	167,561,479	-	165,493,965	2,067,514	225,389,617	-	221,644,679	3,744,938
合計	167,561,479	-	165,493,965	2,067,514	225,389,617	-	221,644,679	3,744,938

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自2024年9月11日 至2025年3月10日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第3期	第4期
	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
1口当たり純資産額	19, 469. 4 円	17, 760. 3 円
(10 口当たり純資産額)	(194, 694 円)	(177, 603 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信 託受益証 券	ダイワ・マネーアセット・マザーファ ンド	472, 328, 090	471, 525, 132	
親投資信託	受益証券 合計		471, 525, 132	
合計			471, 525, 132	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

英田内灬女		2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
	<u>.</u>	金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		104, 676, 632	227, 700, 526
国債証券	·	249, 990, 856	339, 807, 000
流動資産合計	·	354, 667, 488	567, 507, 526
資産合計		354, 667, 488	567, 507, 526
負債の部	·		
流動負債			
流動負債合計		-	_
負債合計		-	_
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	355, 548, 745	568, 493, 430
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※ 2	△881, 257	△985, 904
元本等合計		354, 667, 488	567, 507, 526
純資産合計		354, 667, 488	567, 507, 526
負債純資産合計		354, 667, 488	567, 507, 526

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(±X 0, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,					
区分	自 2024 年 9 月 11 日 至 2025 年 3 月 10 日				
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。				

(貸借対照表に関する注記)

	(賃借対照衣に)								
	区分	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在						
1.	※1 期首	2024年3月11日	2024年9月11日						
	期首元本額	222, 702, 472 円	355, 548, 745 円						
	期中追加設定元本額	471, 613, 051 円	1, 172, 680, 532 円						
	期中一部解約元本額	338, 766, 778 円	959, 735, 847 円						
	期末元本額の内訳								
	ファンド名								
	ダイワ債券コア戦略ファンド	999 円	999 円						
	(為替ヘッジあり)								
	ダイワ債券コア戦略ファンド	999 円	999 円						
	(為替ヘッジなし)								
	通貨選択型ダイワ米国株主還元	1,995 円	1,995 円						
	株 α クワトロプレミアム(毎月								
	分配型)								
	通貨選択型ダイワ米国株主還元	1,999 円	1,999 円						
	株 α クワトロプレミアム(年 2								
	回決算型)	4 404 FI							
	ダイワ米国株主還元株ツイン α	1,101 円	1,101 円						
	プレミアム(毎月分配型)	4. 5 00 H	. .						
	ダイワ米国株主還元株ツイン α	1,702 円	1,702 円						
	プレミアム(年2回決算型)	1 040 5	1 040 111						
	ダイワ米国株主還元株ファンド	1,043 円	1,043 円						
	ダイワDBモメンタム戦略ファ	1,952 円	1,952 円						
	ンド(為替ヘッジあり)	1 000 III	1 000 [
	ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド(為替ヘッジなし)	1,908円	1,908円						
	グト (為督ペッンなし) ダイワ/バリュー・パートナー	1 079 III	1 070 円						
	ズ・チャイナ・イノベーター・	1,978 円	1,978 円						
	ファンド								
	ファント 世界M&A戦略株ファンド	1,602 円	1 602 11						
	E クト IVI CC A 判除が ノ ブ ノ ト	1,602 円	1,602 円						

		区分	2024年9月10日現在	2025 年 3 月 10 日現在
	•	ダイワ・ブラジル・レアル債 α	49,911 円	-円
		(毎月分配型)-スーパー・ハ		
		イインカムー α50コース		
		ダイワ・ブラジル・レアル債 α	49,911 円	-円
		(毎月分配型)-スーパー・ハ		
		イインカムー α100 コース		
		S&P500 (マルチアイ搭載)	66, 074, 868 円	96, 147, 043 円
		iFreeETF S&P500 ダブルインバー	289, 355, 758 円	472, 328, 090 円
		ス		
		ダイワ・スイス高配当株ツイン	1,019 円	1,019 円
		α (毎月分配型)		
	計		355, 548, 745 円	568, 493, 430 円
2.		期末日における受益権の総数	355, 548, 745 □	568, 493, 430 □
3.	※ 2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
			差額は881,257円でありま	差額は 985, 904 円でありま
			す。	す。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	区分	自 2024 年 9 月 11 日 至 2025 年 3 月 10 日			
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。			
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭 債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載 しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信 用リスクおよび流動性リスクに晒されております。			
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク 管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理 を金融商品、リスクの種類毎に行っております。			
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。			

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	区分	2025 年 3 月 10 日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券	

区分	2025 年 3 月 10 日現在	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま	
	す。	
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等	
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ	
	等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
国債証券	6, 656	75, 940	
合計	6, 656	75, 940	

⁽注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2024年9月10日現在	2025年3月10日現在
1口当たり純資産額	0.9975 円	0.9983 円
(1 万口当たり純資産額)	(9,975円)	(9, 983 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	1277 国庫短期証券	20, 000, 000	19, 997, 900	
	1282 国庫短期証券	80, 000, 000	79, 967, 663	
	1284 国庫短期証券	80, 000, 000	79, 959, 335	
	1289 国庫短期証券	60, 000, 000	59, 961, 902	
	1290 国庫短期証券	100, 000, 000	99, 920, 200	
国債証券 台	計		339, 807, 000	
合計			339, 807, 000	

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年3月31日

I 資産総額 1,134,049,511円
Ⅲ 負債総額 3,479,361円
Ⅲ 純資産総額(I-Ⅱ) 1,130,570,150円
Ⅳ 発行済数量 59,924 ロ
V 1単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ) 18,866.7円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

純資産額計算書

2025年3月31日

I 資産総額 544,686,663円
II 負債総額 0円
III 純資産総額(I-II) 544,686,663円
IV 発行済数量 545,504,144 ロ
V 1単位当たり純資産額(III/IV) 0.9985円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし ます。
- ② 前①の申請のある場合には、前①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 前①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託会社または取引参加者から支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約 款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年3月末日現在

資本金の額 414 億 2, 454 万 1, 896 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株 発行済株式総数 326 万 657 株

過去5年間における資本金の額の増減:2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した 基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)	
単位型株式投資信託	89	423, 212	
追加型株式投資信託	789	29, 203, 469	
株式投資信託 合計	878	29, 626, 681	
単位型公社債投資信託	72	132, 397	
追加型公社債投資信託	14	1, 359, 047	
公社債投資信託 合計	86	1, 491, 444	
総合計	964	31, 118, 125	

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度(2023年4月 1日から2024年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要 な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業 として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成 及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

その他

固定資産計

資産合計

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (2023年3月31日) (2024年3月31日) 資産の部 流動資産 4,813 現金・預金 1,982 有価証券 346 503 前払費用 393 481 未収委託者報酬 12,525 16,513 未収収益 47 78 関係会社短期貸付金 22, 100 23, 400 その他 59 88 37, 455 45,878 流動資産計 固定資産 有形固定資産 **※**1 196 **※**1 176 2 建物 3 器具備品 193 174 無形固定資産 1,342 1,482 ソフトウェア 1,351 1,063 ソフトウェア仮勘定 279 131 投資その他の資産 13,824 13,660 投資有価証券 8,260 8,448 関係会社株式 3,475 3,475 出資金 177 177 1,066 長期差入保証金 1,021 繰延税金資産 824 524

20

15, 503

52,959

12

15, 180

61,058

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		101		158
未払金		5,874		6, 187
未払収益分配金		38		39
未払償還金		12		12
未払手数料		4,525		5, 849
その他未払金	※ 2	1, 297	※ 2	28
未払費用		3, 987		5, 03
未払法人税等		560		3, 842
未払消費税等		327		872
賞与引当金		692		1,048
その他		2		
流動負債計		11, 545		17, 140
固定負債				
退職給付引当金		2,276		2, 22
役員退職慰労引当金		51		62
その他		0		-
固定負債計		2, 329		2, 289
負債合計		13, 874		19, 43
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		
株主資本				
資本金		15, 174		15, 17
資本剰余金				
資本準備金		11, 495		11, 49
資本剰余金合計		11, 495		11, 49
利益剰余金		•		
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11, 505		13, 048
利益剰余金合計		11, 879		13, 422
株主資本合計		38, 549		40, 092
評価・換算差額等		-		<u>:</u>
その他有価証券評価差額金		534		1,530
評価・換算差額等合計		534		1, 530
純資産合計		39, 084		41, 625
		52, 959		61, 058

(2) 【損益計算書】

不動産賃借料

退職給付費用

一般管理費計

諸経費

営業利益

役員退職慰労引当金繰入額

固定資產減価償却費

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (自 2022年4月1日 (自 2023年4月1日 至 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 営業収益 委託者報酬 69,845 76, 221 その他営業収益 559 717 営業収益計 70,405 76, 939 営業費用 支払手数料 29, 405 31, 497 広告宣伝費 662 947 調査費 9,638 10,709 1,469 調查費 1,700 委託調査費 8, 169 9,009 委託計算費 1,783 1,783 営業雑経費 1,658 2,285 通信費 181 163 印刷費 468 514 協会費 51 51 諸会費 17 18 939 その他営業雑経費 1,538 43, 147 47, 224 営業費用計 一般管理費 給料 5,788 6,601 役員報酬 317 483 給料·手当 4, 369 4,543 賞与 409 527 賞与引当金繰入額 692 1,048 福利厚生費 874 969 66 交際費 96 旅費交通費 95 192 租税公課 476 508

1,300

488

38

625

2, 193

11,946

15, 310

1,269

334

478

1,888

12, 346

17, 368

6

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益	200	200
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40 32
有価証券償還益 その他	150	93
	146	388
営業外収益計	608	388
営業外費用 有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	277	215
経常利益	15, 642	17, 540
特別損失		
システム刷新関連費用	_	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	_
特別損失計	486	286
税引前当期純利益	15, 155	17, 253
法人税、住民税及び事業税	4, 589	5, 533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	4, 838	5, 394
当期純利益	10, 317	11, 859

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本					
9		資本剰余金	8	利益剰余金			
	資本金	資本準備金 利益準備金	40124345 (#F.A.	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			利益準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15, 174	11, 495	374	13, 925	14, 299	40, 969	
当期変動額	s. 93			. 35			
剰余金の配当	-	=		△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737	
当期純利益	-	_	T.	10, 317	10, 317	10, 317	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	y-	-	ī	100	-	-	
当期変動額合計	-	_	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419	
当期末残高	15, 174	11, 495	374	11, 505	11, 879	38, 549	

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	971	971	41, 941
当期変動額			
剰余金の配当	-	=	△ 12,737
当期純利益	-	5	10, 317
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39, 084

当事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

2	(中区: 1271)							
		株主資本						
7	500	資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本金 資本準備金 利	311	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計		
			利益準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	15, 174	11, 495	374	11, 505	11, 879	38, 549		
当期変動額	. 95			. 02				
剰余金の配当	-	7	_	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316		
当期純利益	_			11, 859	11, 859	11, 859		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	_	_	-	_	-		
当期変動額合計	-	÷	<u> </u>	1, 543	1, 543	1, 543		
当期末残高	15, 174	11, 495	374	13, 048	13, 422	40,092		

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	534	534	39, 084
当期変動額	. 33		
剰余金の配当	-	=	△ 10,316
当期純利益	_	_	11, 859
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2, 538
当期末残高	1,530	1, 530	41,623

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 $10\sim18$ 年 器具備品 $4\sim20$ 年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末 要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び 当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりでありま す。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。 この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた 171 百万円は、「受取配当金」25 百万円、「その他」146 百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
建物	38 百万円	39 百万円
器具備品	296 百万円	308 百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

P471 - 1 - 1 - 7 - 7	,	
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
未払金	1,178 百万円	236 百万円

3 保証債務

前事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608		_	2,608
合 計	2, 608		_	2, 608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	12, 737	4, 883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次 のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額
 ②配当の原資
 ③1株当たり配当額
 ④基準日
 ⑤効力発生日
 10,316百万円
 利益剰余金
 3,955円
 2023年3月31日
 2023年6月27日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2, 608	_	_	2, 608
合 計	2, 608			2, 608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	10, 316	3, 955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次 のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額
 ②配当の原資
 利益剰余金
 ③1株当たり配当額
 ④基準日
 ⑤効力発生日
 11,858百万円
 利益剰余金
 4,546円
 2024年3月31日
 ⑤効力発生日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの 財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等によ り一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有 価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、 価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、 子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の 信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒され ております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成 される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により 算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を 分類しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

			(1 1	. 11/2/11/
	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882		7, 939
資産合計	57	7,882	ı	7, 939

当事業年度 (2024年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券及び投資有価証券	144	8, 141	_	8, 285	
資産合計	144	8, 141	_	8, 285	

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル 1 に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び 時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めてお りません。

(単位:百万円)

		(1 1 7 1 7)		
区分	前事業年度	当事業年度		
非上場株式	666	666		
子会社株式	1, 448	1, 448		
関連会社株式	2, 027	2, 027		

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5, 084	3, 923	1, 161
小計	5, 141	3, 978	1, 163
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
その他	2, 798	3, 190	△392
小計	2, 798	3, 190	△392
合計	7, 939	7, 168	△771

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
(1) 株式	144	55	89
(2) その他	6, 597	4, 268	2, 329
小計	6, 742	4, 323	2, 419
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
その他	1, 543	1,756	△213
小計	1, 543	1,756	△213
合計	8, 285	6, 079	2, 205

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	
(1)株式 (2)その他	-	-	-	
証券投資信託	2, 359	296	244	
合計	2, 359	296	244	

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
性規	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 株式	-	-	_
(2) その他			
証券投資信託	1, 455	220	1
合計	1, 455	220	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の 減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

17 色城市 1 度初少为 6 次市 2 为外次市 2 两正农								
		前事業年度		当事業年度				
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日				
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)				
退職給付債務の期首残高		2,399百万円		2,276百万円				
勤務費用		150		138				
退職給付の支払額		\triangle 322		△ 266				
その他		48		78				
退職給付債務の期末残高		2, 276		2, 227				

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		前事業年度		当事業年度	
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日	
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務		2,276 百万円		2,227 百万円	
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額		2, 276		2, 227	
退職給付引当金		2, 276		2, 227	
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額		2, 276		2, 227	

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		前事業年度		当事業年度
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
勤務費用		150 百万円		138 百万円
その他		153		9
確定給付制度に係る退職給付費用		303		147

⁽注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円)

		(十四・ログロ)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262
投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
繰延税金資産小計	1, 799	1,910
評価性引当額	△ 459	△ 486
繰延税金資産合計	1, 339	1, 424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引(譲渡益)	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 515	△ 899
繰延税金資産の純額	824	524

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 76,221 百万円、その他 717 百万円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの 関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識する と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超える ため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。 [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

					議決権等	関係	内容				
属性	会社等の 名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	の所有 (被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱大和証 券グルー プ本社	東京都千代田区	247, 397	証券持 株会社 業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取	17, 100	関係会 社短期 貸付金	22, 100
	ク本は			*				(注)	0	=	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

					議決権等	関係	内容				
属性	会社等の 名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	の所有 (被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株大和証 券グルー	東京都千代田	247, 397	証券持 株会社	被所有	あり	経営管	資金の貸付	11, 100	関係会 社短期 貸付金	23, 400
70124	プ本社	区	211, 551	業	100.0		理	利息の受取 (注)	0	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2, 112	I	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2, 354	I	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理	証券投資信託 の代行手数料 (注 2) 不動産の賃 借料 (注 3)	13, 072 1, 062	未払手数料 長期差入保 証金	2, 663 1, 054
同一の 親会社 をもつ 会社	㈱大和総研	東京都江東区	3, 898	情報サービス業	-	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェ アの購入・ 保守 (注 4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の 上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理	証券投資信託 の代行手数料 (注 2) 不動産の賃 借料 (注 3)	13, 749 1, 030	未払手数料 長期差入保 証金	3, 491 1, 010
同一の 親会社 をもつ 会社	㈱大和総研	東京都江東区	3, 898	情報サービス業	-	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェ アの購入・ 保守 (注 4)	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の 上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	年度 4月1日 3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			
1株当たり純資産額	14, 983. 42円	1株当たり純資産額	15, 956. 63円		
1株当たり当期純利益	3, 955. 35円	1株当たり当期純利益	4,546.57円		

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(百万円)	10, 317	11, 859
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 608, 525	2, 608, 525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52, 500, 538, 792円
増加する資本金の金額	26, 250, 269, 396円
払込期日	2024年7月1日(予定)
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する 議決権比率	株式会社大和証券グループ本社:100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する 議決権比率	株式会社大和証券グループ本社:80% 株式会社かんぽ生命保険:20%

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

渡部 啓太

業務執行社員指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2024年10月1日付で株式会 社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案する ために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び 中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

	(2024年3月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4, 555
有価証券	1, 271
未収委託者報酬	18, 273
関係会社短期貸付金	16, 900
その他	916
流動資産合計	41, 916
固定資産	
有形固定資産	※ 1 60
無形固定資産	
ソフトウエア	878
その他	346
無形固定資産合計	1, 225
投資その他の資産	
投資有価証券	9, 666
関係会社株式	3, 414
繰延税金資産	748
その他	1,095
投資その他の資産合計	14, 924
固定資産合計	16, 211
資産合計	58, 128

当中間会計期間 (2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	6, 580
未払費用	5, 540
未払法人税等	4, 405
賞与引当金	910
その他	※ 2 1, 107
流動負債合計	18, 545
固定負債	
退職給付引当金	2, 270
役員退職慰労引当金	55
固定負債合計	2, 325
負債合計	20, 870
純資産の部	
株主資本	
資本金	15, 174
資本剰余金	
資本準備金	11, 495
資本剰余金合計	11, 495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8, 774
利益剰余金合計	9, 148
株主資本合計	35, 818
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1, 438
評価・換算差額等合計	1, 438
純資産合計	37, 257
負債・純資産合計	58, 128

(2)中間損益計算書

法人税等調整額

中間純利益

(単位:百万円) 当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 営業収益 委託者報酬 44, 508 その他営業収益 483 営業収益合計 44, 992 営業費用 支払手数料 18,092 その他営業費用 9,300 営業費用合計 27, 392 **※** 1 一般管理費 6,708 営業利益 10,890 営業外収益 **※** 2 281 営業外費用 ₩3 21 経常利益 11, 150 特別利益 X4491 特別損失 **※** 5 154 税引前中間純利益 11, 487 法人税、住民税及び事業税 4,086

 $\triangle 183$

7,584

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計			
	資本金	1/22 \1/42 1+42 \(\Lambda \)	711.24.24+14+ A	その他利益 剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	繰越利益 剰余金	合計	,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>			
当期首残高	15, 174	11, 495	374	13, 048	13, 422	40, 092			
当中間期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	△11,858	△11,858	△11,858			
中間純利益	-	-	-	7, 584	7, 584	7, 584			
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	_	_	_	-			
当中間期変動額 合計	_	_	_	△4, 274	△4, 274	△4, 274			
当中間期末残高	15, 174	11, 495	374	8, 774	9, 148	35, 818			

	評価・換	算差額等					
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計				
当期首残高	1,530	1, 530	41, 623				
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	△11,858				
中間純利益	ı	ı	7, 584				
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	△91	△91	△91				
当中間期変動額 合計	△91	△91	△4, 365				
当中間期末残高	1, 438	1, 438	37, 257				

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

器具備品

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

4~20年

建物 10~18年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額 を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、 貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計 期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容 及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおり であります。 当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在) 358百万円

有形固定資産

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd. の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

投資有価証券評価損

※ 1	減価償却実施額	
		当中間会計期間
		(自 2024年4月 1日
		至 2024年9月30日)
	有形固定資産	9百万円
	無形固定資産	211百万円
※ 2	営業外収益の主要項目	
		当中間会計期間
		(自 2024年4月 1日
	LIT. View also free to any of the Late View	至 2024年9月30日)
	投資有価証券売却益	184百万円
	有価証券償還益	45百万円
	受取配当金	27百万円
₩3	営業外費用の主要項目	
		当中間会計期間
		(自 2024年4月1日
	7. ++ 7. la	至 2024年9月30日)
	為替差損	17百万円
※ 4	特別利益の項目	
/•\ I	13/31/1700 > >	当中間会計期間
		(自 2024年4月 1日
		至 2024年9月30日)
	投資有価証券売却益	380百万円
	固定資産売却益	
	美術品	83百万円
	ゴルフ会員権	26百万円
※ 5	特別損失の項目	
		当中間会計期間
		(自 2024年4月 1日
		至 2024年9月30日)
	固定資産売却損	
	美術品	85百万円
	ゴルフ会員権	15百万円

53百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2, 608	_	_	2, 608
合計	2,608	_	_	2, 608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11, 858	4, 546	2024 年 3月31日	2024年6月20日

(金融商品関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を 分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8, 991	_	10, 594
資産合計	1,602	8, 991		10, 594

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等 及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含め ておりません。

(単位:百万円)

	(
区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1, 386
関連会社株式	2, 027

(有価証券関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	123	55	67
(2) その他	6, 715	4, 477	2, 238
小計	6, 838	4, 532	2, 306
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	3, 756	3, 988	△232
小計	3, 756	3, 988	△232
合計	10, 594	8, 520	2,073

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、 証券投資信託に関する運用に係る業務が44,508 百万円、その他483 百万円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

「関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	中間会計期間
(自 20	2024年4月1日
至 20	2024年9月30日)
1株当たり純資産額	14, 283. 03円
1株当たり中間純利益	2, 907. 52円

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
- (注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7, 584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7, 584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 608, 525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ 生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いた しました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52, 500, 538, 792円
増加する資本金の金額	26, 250, 269, 396円
払込日	2024年10月1日
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する 議決権比率	株式会社大和証券グループ本社:100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する 議決権比率	株式会社大和証券グループ本社:80% 株式会社かんぽ生命保険:20%

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運 用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2024 年 5 月 15 日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき 2024 年 10 月 1 日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(iFreeETF S&P500ダブルインバース)

約款

大和アセットマネジメント株式会社

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をS&P 500 先物2倍インバース日次指数の変動率に一致させることを目的とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の取引および有価証券を主要投資対象とします。

- イ. 米国の株価指数先物取引
- ロ. わが国の債券
- ハ. 米国の債券
- ニ. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、米国の株価指数先物取引を売建てるとともに、残存期間の短いわが国の債券および 米国の債券ならびにマザーファンドの受益証券に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変 動率をS&P 500 先物2倍インバース日次指数の変動率に一致させることをめざします。
- ② 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行ないます。
- ③ 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。
- ④ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ⑤ 外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドに 運用の指図にかかる権限の一部を委託します。
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれな いことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限 マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および信託報酬等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。
- ② 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託 (iFreeETF S&P500ダブルインバース) 約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ 信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項および第31条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金2億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第52条第1項、同条第2項、第53条第1項、第54 条第1項および第56条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(金融商品取引所への上場)

- 第 6条 委託者および受託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第 16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た場合には、当該金融商品取引所に上場されるものとします。
 - ② 委託者および受託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

- - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の 口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。) を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価し て得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、 計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
 - ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - ④ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定 する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管 理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」 といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿 に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を 除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益 証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替 機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口 座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じ た受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にか かる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、500口以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。
 - ② 受益権の取得申込者が、委託者が別に定める時限までに取得申込をした場合には、当日を取得申込受付日として委託者は当該取得申込を受け付けます。
 - ③ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定販売会社(指定販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等

清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または 登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。
 - 1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 2. 別に定める取引所の休業日と同じ日付の日
 - 3. 前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれ のあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および 地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収 することができるものとします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次 の各号に該当する場合には、委託者は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込の受付の取消しを行なうことができます。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会が 行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における取得申込受付日と同じ日付の日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込の受付の取消しを行なうことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第17条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・マネーアセット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第 1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
 - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、 受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該 第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第31条第1項に定 める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16 条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条まで、第27 条、第29条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ ます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条まで、第27条、第29条、第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限の一部を次の者に委託します。

ダイワ・アセット・マネジメント (アメリカ) リミテッド 米国 ニューヨーク州

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者がこの信託について受ける報酬の中から支払うものとし、その額は信託財産の日々の純資産総額に年10,000分の16.6以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年5月31日および11月30日ならびに信託終了のときに行なうものとします
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に 違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関 する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投 資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ り行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取 金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が 可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第26条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方 法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資 信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有

する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第30条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

- 第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託 業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者(第20条第1項に定める運用の指図に関する権限の委託先を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式 の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するこ との指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。 なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、 株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあると きは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までと します。ただし、第1計算期間は、2023年5月10日から2023年9月10日までとします。

(信託財産に関する報告等)

- 第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息およ

び信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて 益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、 受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の73以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第43条 信託財産から生ずる配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)および前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残金を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。
 - ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、 繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。
 - 1. 有価証券売却益(評価益を含みます。)、先物取引等取引益(評価益を含みます。)、追加信託差益金、解約差益金
 - 2. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、先物取引等取引損(評価損を含みます。)、追加信託差損金、解約差損金

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第44条 受託者は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。
 - ② 受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
 - ③ 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名 義登録の手続は別に定めるところによります。
 - ④ この信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
 - ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。
 - ⑥ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。 以下同じ。)は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在 において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第 2項の取引参加者から支払います。
 - ⑦ 一部解約金 (第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。) は第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第

47条第3項に掲げる指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第47条第4項に掲げる手続にかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。 (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)
- 第45条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信 託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額 を委託者に交付するものとします。
 - ② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ③ 受託者は、前各項の規定により収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については同条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、500 ロ以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。
 - 1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 2. 別に定める取引所の休業日と同じ日付の日
 - 3. 前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれ のあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
 - ③ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
 - ④ 委託者は、第1項の一部解約請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価 証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の当該信託財産に対する持分に相当する ものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金にかかる 金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、 当該指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを 当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続を行ないます。 当該抹消にかかる手続が行われた後に、振替機関は、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口 数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑥ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。
 - ⑦ 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、 委託者は、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部 解約請求を取消すことができるものとします。
 - 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所等における一部解約請求受付日と同じ日付の日の立 会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段と される等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引 数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 - ⑧ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事

情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消すことができるものとします。

⑨ 前2項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第48条 追加信託金および一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、一部解約金にあっては解約差金として処理します。

(受益権の買取り)

- 第49条 指定販売会社は、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場 廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買 取ります。
 - ② 前項の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ③ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。
 - ④ 指定販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受け付けた受益権の買取りを取消すことができます。
 - ⑤ 前項の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算されたものとします。

(有価証券との交換の取扱い)

第50条 受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対す る持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第51条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第52条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が1千口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、信託期間中において、次の各号に該当することとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - 2. 対象株価指数が廃止された場合
 - 3. 対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第57条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に該当することとなった場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続を開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、 委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にか かるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しませ ん。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項か ら前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条の書面決議で否決された場合を除き、 当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第55条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違 反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者 は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が 受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者 は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。 以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およ びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変 更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場 合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第58条 第52条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い重大な信託約款の変 更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受 益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ とができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第52条第3項または 前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこと はできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 約款第7条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。
- 第2条 約款第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第3条 約款第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 約款第44条第3項の別に定める手続は、原則として以下のとおりとします。
 - 1. 約款第44条第3項の受益権は、約款第44条第2項の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - 2. 約款第44条第2項の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる上記1.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受

託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託者に通知するものとします。

3. 約款第44条第2項の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる上記1.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託者に通知するものとします。

2023年5月10日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第13条および第47条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所